

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議幹事会
の開催について

令和6年12月20日
福島県内除去土壌等の県外
最終処分の実現に向けた再
生利用等推進会議議長決定

1. 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、関係府省庁の所管する事務を調整するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
 - 議 長 内閣官房副長官補（内政担当）
 - 副議長 内閣官房復旧・復興支援総括官
環境省環境再生・資源循環局長
復興庁統括官
 - 構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房長
総務省総括審議官
法務省政策立案総括審議官
財務省総括審議官
文部科学省サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
厚生労働省総括審議官
農林水産省危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省福島復興推進グループ長
国土交通省総合政策局長
防衛省整備計画局長
- 3 幹事会の庶務は、内閣府の助けを得て、環境省及び復興庁において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。